

平成23年(2011年)12月9日



# 埼玉県報

第 2 3 4 6 号  
平成 23 年 12 月 9 日  
金 曜 日

## 目次

### 告示

- [埼玉県川口地方庁舎ほか13施設で使用する電気に関する落札者等の公示\(管財課\)](#)
- [埼玉県農林総合研究センターほか8施設で使用する電気に関する落札者等の公示\(管財課\)](#)
- [固定型モニタリングポストに関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業種足野通川地区\(区画整理事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)

### 雑報

- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県川口地方庁舎ほか13施設で使用する電気 予定使用電力量5,731,200キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額  
115,075,918円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年9月30日

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県農林総合研究センターほか 8 施設で使用する電気 予定使用電力量  
2,651,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1  
号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号
- 5 落札金額  
53,458,419円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年 9 月 30 日

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

固定型モニタリングポスト 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成24年3月28日(水)

### (4) 納入場所

熊谷地方庁舎ほか6か所

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁衛生会館521会議室 平成24年1月25日（水）午後1時30分
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限  
埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年1月24日（火）  
午後5時  
なお、書留郵便によること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年1月10日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否



## 要

### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 手続における交渉の有無

無

### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年12月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

### (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### (11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

## 5 Summary

### (1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of stationary monitoring post

### (2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., January 24, 2012.

In person: 1:30 p.m., January 25, 2012

### (3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780

## 告 示

埼玉県告示第千四百三十号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千四百三十一号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人新医療会所沢明生 病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五 番地	平成二十三年十一月三十日

# 告示

埼玉県告示第千四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ白岡原ヶ井戸店

埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二十七外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）カスミ白岡原ヶ井戸店

（変更後）カスミ白岡原ヶ井戸店

### ハ 変更年月日

平成二十三年十一月二十五日

### ニ 届出年月日

平成二十三年十一月二十四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ白岡原ヶ井戸店

埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二十七外

### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 八か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十三年十一月二十五日外

### 二 届出年月日

平成二十三年十一月二十四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース戸田店

埼玉県戸田市美女木一 三十一 一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一 八 六

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十三年十月十日

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロチャース戸田店

埼玉県戸田市美女木一丁目三十一 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目八番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目八番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年七月三十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

四千四百九十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計一八六者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケン テ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計一八五者

## ハ 変更年月日

平成二十二年五月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十三年十二月一日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

i s h i m a r u 西上尾店

埼玉県上尾市大字小敷谷八百九番一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）上尾小敷谷店舗計画

埼玉県上尾市大字小敷谷字原通八百九 一外

（変更後） i s h i m a r u 西上尾店

埼玉県上尾市大字小敷谷八百九番一

## 八 変更年月日

平成二十三年十月七日

## 二 届出年月日

平成二十三年十二月一日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月九日から平成二十四年四月九日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業種足野通川地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十三年十月五日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十三年十二月十二日から

平成二十四年一月十七日まで

## 二 縦覧場所

加須市役所、鴻巣市役所及び久喜市役所

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

測量計画機関の長である南埼玉郡白岡町長小島卓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡白岡町

二 作業種類

公共測量（一・二・三・四級基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

南埼玉郡白岡町大字野牛・高岩地内（野牛・高岩土地区画整理事業地内）

四 作業期間

平成二十三年八月三十一日から平成二十四年三月十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百四十号

測量計画機関の長である新座市長須田健治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（新座駅南口第二土地区画整理事業 出来形確認測量）

三 作業地域

新座市野火止六・七丁目地内

四 作業期間

平成二十三年七月十四日から平成二十四年三月十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

測量計画機関の長である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社長佐々木泰介から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社

## 二 作業種類

公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

## 三 作業地域

吉川市大字高富、大字高久、大字中曾根、大字道庭に位置するＪＲ武蔵野線操車場跡地

## 四 作業期間

平成二十三年九月一日から平成二十四年三月三十一日まで



# 告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

## 二 作業種類

公共測量（基準点測量（四級）、応用測量（用地幅杭設置測量））

## 三 作業地域

児玉郡上里町大字勅使河原地内

## 四 作業期間

平成二十三年九月二日から平成二十三年十月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関の長である草加市長田中和明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（地図情報レベル二五 デジタルマッピング）

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

平成二十三年八月十日から平成二十四年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

路線名	足利邑楽行田線
区 間	行田市大字須加字六反 三八二〇番三地先から 同市大字須加字野畑 三八二六番二地先まで
供用開始の期日	平成二十三年十二月十日
備 考	平成二十三年七月二十二日付け 埼玉県行田県土整備事務所長告 示第二十八号で告示した区域の 供用開始である。 延長一八〇・二〇メートル (独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年十一月二十二日

指令川建セ第二三〇〇一五一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月二日

川建セ第二三〇〇七二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍澤字東方三五三番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍澤三二九番地

松山 元保

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十日

指令川建セ第二〇〇一三四一号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月六日

川建セ第二三〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地三〇一番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市五領町一〇 二

小林 治・小林 みどり

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年四月二十一日

指令川建セ第二二〇一六五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月六日

川建セ第二三〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西谷ツ一三五四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県桶川市大字上日出谷六八二番地の一ー アリーナハイツA 202号

小澤 正 樹

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年七月二十一日

指令川建セ第二三〇〇二五〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月六日

川建セ第二三〇〇七四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字南原九八〇番三、九八〇番一〇

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形九八〇番地三

鯨井利之



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月二十二日

指令川建セ第二三〇〇三九〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月六日

川建セ第二三〇〇七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字東上原二二五三番六、二二五四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県浜松市中区富塚町四七〇二番地の一 グランフォルム402号室

矢野 朋久

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年十二月二日

指令川建セ第二二〇一三九一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月七日

川建セ第二三〇〇七九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字山下一〇四二番一、一〇四三番の一部、一〇四

二番一先

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋一〇六六番地

医療法人眞美会麻見江ホスピタル

理事長 馬場 眞美子

# 告示

埼玉県病院事業告示第二十三号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表中

ヒトパピローマ(子宮頸がん)

一回につき 一四、四七〇円

を

ヒトパピローマ(子宮頸がん)

使用薬剤の価格に診療報酬の算定方法により算

定した初診料(二回目以降の接種にあつては、再診料)及び注射料に百分の百五

を乗じて得た額を加算した額

に改める。

# 雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、  
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年10月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
草木灰	株式会社エコ環境シ ステム	花咲じいさん	0.06	3.58	5.35	195	233	19.34	56.2	27.21		
たい肥	川田陽一	牛ふんたい肥	0.78	1.03	1.03	14	301	1.66	11.1	73.02		
	本田孝夫	鶏ふんたい肥	1.80	4.62	1.78	16	165	14.73	7.8	20.66		
	有限会社清水養豚	大地ミックスパワー	1.88	2.16	2.64	28	169	1.39	13.4	32.89		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十三年十月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月九日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
鹿島飼料(株)鹿島工場 茨城県神栖市	H23.10.11 (株)ネギシコマース 埼玉県熊谷市	子豚育成用配合飼料	日配 子豚育成用配合飼料 オールU子豚e	23.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
平成飼料(株)鹿島工場 茨城県神栖市	同上	ほ乳期子牛育成用配合飼料	日配 ほ乳期子牛育成用配合飼料 ひだまりスターターG	23.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
朝日工業(株)(輸入業者) 東京都豊島区	H23.10.19 朝日工業(株) 埼玉県児玉郡神川町	乾牧草	オーツヘイ	23.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	アルファルファ	23.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注)飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要												違反の内容	
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	加水 %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプトン 消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他の 検査		
鹿島飼料(株)鹿島 工場 茨城県神栖市	H23.10.11 (株)ネギシコマ ース 埼玉県熊谷市	日配 子豚育成用 配合飼料 オール U子豚e	23.10	15.5	3.5	0.50	0.40	5.0	6.0								-
				以上	以上	以上	以上	以下	以下								
平成飼料(株)鹿島 工場 茨城県神栖市	同上	日配 ほ乳期子牛 育成用配合飼料 ひだまりスター ターG	23.9	22.0	2.0	0.60	0.40	7.0	9.0								-
				以上	以上	以上	以上	以下	以下								
(有)アグリ・クレ イン 埼玉県深谷市	H23.10.12 同左	前期用食品残渣乾 燥飼料	23.10														-
				11.8	10.4	0.14	0.24	1.0	2.4								

同上	同上	後期用食品残渣乾燥飼料	23.10	11.5	5.3	0.11	0.20	0.7	2.3							-	
朝日工業(株)(輸入業者) 東京都豊島区	H23.10.19 朝日工業(株) 埼玉県児玉郡神川町	オーツヘイ	23.10	4.0	0.8	0.11	0.14	24.3	5.4							-	
同上	同上	アルファルファ	23.10	13.3	1.4	1.00	0.24	25.5	9.2							-	

- (注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。